

聖籠町訓令第5号

聖籠町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町事務決裁規程の一部を改正する訓令

聖籠町事務決裁規程（昭和59年聖籠町訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「（5） 児童手当の受給資格の認定及び支給に関する届出処理」、
「（6） 保育所の入所申込等届出処理」、「（7） 放課後児童保育に関する届出処理」及び「（8） 児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する届出・請求等の受理及び進達」を削り、「（9） 老人福祉サービスの受付、審査、認定に関する届出処理」を「（5） 老人福祉サービスの受付、審査、認定に関する届出処理」に、「（10） 特別傷患者手当に関する届出、請求等の受理及び進達」を「（6） 特別障害者手当に関する届出、請求等の受理及び進達」に、「（11） 身体障害者手帳、医療手帳の交付申請の受付及び進達」を「（7） 身体障害者手帳、医療手帳の交付申請の受付及び進達」に、「（12） 身体障害者補装具給付に関する届出処理」を「（8） 身体障害者補装具給付に関する届出処理」に、「（13） 身体障害者更生医療給付に関する届出処理」を「（9）」に、「（14） 生活保護者の保護変更申請書の受理及び診療依頼書の交付に関する届出処理」を「（10） 生活保護者の保護変更申請書の受理及び診療依頼書の交付に関する届出処理」に、「（15） 行路病人、行路死亡人の取扱い及び遺留金品の処理」を「（11） 行路病人、行路死亡人の取扱い及び遺留金品の処理」に、「（16） 介護保険認定事務」を「（12） 介護保険認定事務」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。